

公 示 書

筑後川河川事務所において、自動販売機設置による営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成30年12月25日

国土交通省
筑後川河川事務所長 船橋 昇治

- 1 対 象 者
筑後川河川事務所において自動販売機設置による営業を希望する者 (1 営業者)
- 2 対 象 施 設
 (1) 名 称 筑後川河川事務所
 (2) 所 在 地 久留米市高野一丁目2番1号
 (3) 使用面積 別紙1「施設概要」のとおり
- 3 業 務 期 間
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 ただし、必要に応じ、最大5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可
 期間を更新し、業務を行うことができる。
 なお、業務の開始時期については、上記によりがたい場合は別途協議のうえ、定め
 るものとする。
- 4 国有財産の使用許可
 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- 5 営業を希望する者の資格要件等
 (1) 参加資格要件
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、
 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表
 者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴
 力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条
 第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に
 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者では
 ないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す
 るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して
 いる者ではないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしている者ではないこと。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 誓約書の提出

営業申請書の提出の際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出しなければならない。

6 提出書類

(1) 筑後川河川事務所における自動販売機設置営業申請書

(2) 添付書類

- ① 会社等概要
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
- ③ 店舗別営業開始日一覧表
- ④ 過去3年分の保健所からの指導事項及び改善措置状況
- ⑤ 経営規模等調査票
- ⑥ 誓約書及び役員名簿
- ⑦ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
- ⑧ 法人の場合 → 商業登記簿謄本
個人の場合 → 身分証明書（市町村発行）
- ⑨ 直近3年分の決算書
法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
- ⑩ 提案書（A4判：片面10枚以内）

7 個別説明

営業申請書類等の配布及び申請方法並びに営業施設の概要および営業にあたっての条件についての個別説明を下記のとおり行いますので、あらかじめ来庁日時を下記の問い合わせ先へ連絡のうえ、必ず受けて下さい。

なお、個別説明を受けなかった者についての申請は受け付けません。

- (1) 期 間 平成30年12月26日（水）～ 平成31年1月18日（金）
- (2) 時 間 8：30～16：00（12：00～13：00を除く）
- (3) 場 所 筑後川河川事務所 総務課

8 申請受付

- (1) 期 限 平成31年1月22日（火）まで
- (2) 時 間 8：30～17：00（12：00～13：00を除く）
- (3) 場 所 筑後川河川事務所総務課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

9 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

10 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を決定します。

11 その他

- (1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で審査以外の他の目的に使用しません。
- (3) 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して契約等の解除を行うことがある。
- (6) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、4の国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。

問い合わせ先

久留米市高野一丁目2番1号

筑後川河川事務所 総務課（担当：建設専門官 富永）

電話（0942）33-9131 内線404